都市景観形成基準適合確認書

（川越駅西口地区都市景観形成地域／沿道形成地区）

|  |  |
| --- | --- |
| 都市景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物及び工作物に関する基準 | 敷地　面積 | ○　敷地の細分化は、極力行わない。やむをえず、細分化を行う場合は、狭小敷地にならないように努める。 | □ |
| ○　小規模な敷地については、できるだけ共同化を図るように努める。 | □ |
| 位置 | ○　主要な通り（備考参照、以下同じ。）に面する敷地においては、憩いとうるおいのある町並みとなるように建築物の位置などに配慮する。 | □ |
| ○　川越駅南大塚線に面する敷地は、歩行者の通行の快適性を確保するように１階の外壁面の位置に配慮する。ただし、１階を店舗等にする場合に限る。 | □ |
| ○　「北側隣地境界から壁面の位置の制限を受ける範囲」において、高さが13ｍを超える建築物を建築する場合は、北側隣地境界線から建築物の壁面までの距離を「北側隣地境界から受ける壁面位置の制限」のとおりとする。ただし、北側隣地の建物の用途が住宅以外の場合又は北側隣地の土地及び建物の所有者の合意が得られた場合は、この限りではない。 | □ |
| 形態・意匠 | ○　主要な通りに面する建築物の１階部分は、質の高いウィンドウディスプレイを施すように努める。ただし、住宅についてはこの限りではない。 | □ |
| ○　建築物の高さが13ｍを超える場合は、概ね13ｍ部分で分節化を図るように努める。 | □ |
| ○　間口幅の大きな建築物は、分節化を図り町並みと調和するように努める。 | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。 | □ |
| ○　道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。 | □ |
| ○　共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。 | □ |
| ○　屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。 | □ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築物及び工作物に関する基準 |  | ○ 屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。 | □ |
| ○　自然素材の使用に努める。 | □ |
| 形態・意匠 | 色彩の基準 | ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表1のとおりとする。 | □ |
| ○　各立面につき、当該面積の10分の１以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表1は適用しない。 | □ |
| ○　建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、落ち着きのある色調を基本とする。 | □ |
| 〇　多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。 | □ |
| ○　着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表１は適用しない。 | □ |
| ○　他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。 | □ |
| 形態・意匠への配慮・工夫事項の説明 |  |
| 門塀・擁壁等 | ○　主要な通りに面する側には、塀等を設置せず、植栽等を施すように努める。ただし、住宅についてはこの限りではない。 | □ |
| ○　上記以外の道路に面する側には、生け垣等を施すように努める。塀を設ける場合は、道路側に圧迫感を与えないような高さとし、道路と塀の間に植栽を施す等の配慮をする。 | □ |
| ○　門柱、門扉については、上記2つの制限は及ばないものとする。 | □ |
| 門塀・擁壁等への配慮・工夫事項の説明 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 仮設物 | ○　仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の快適性を考慮するとともに、良好な景観を損なわないように、設置場所、形態、色彩等に配慮する。 | □ |
| その他の基準 | 夜間景観 | ○　良質な夜間景観を演出するように努める。 | □ |
| ○　屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。 | □ |
| ○　屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。 | □ |
| 屋外広告物 | 〇　川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。 | □ |
| ○　屋外広告物の形態・大きさ・色彩・取り付け位置等は、建築物及び町並みに調和したものとする。 | □ |
| ○　自己の用に供する看板以外の屋上広告物は設置しないものとする。 | □ |
| ○　屋外広告物に使用する色彩は、表1の色彩の範囲となるように努める。 | □ |
| ○　置看板を設置する場合は、設置場所に配慮する。 | □ |
| 緑化等 | ○　既存樹木については、できる限り保存し活かす。 | □ |
| ○　公共空間（道路や公園等）に接する部分については緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。 | □ |
| その他の基準への配慮・工夫事項の説明 |  |

|  |
| --- |
| 地域が定めた自主的な規定です。景観法等に基づくものではありません。 |
| 自主規定 | ○　主要な通りに面する建築物の1階は、できるだけ商業系の用途とするように努める。 | □ |

＜表1　川越駅西口地区の色彩の範囲＞　　（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 7.5R〜7.5Y（7.5Yは含まない） | 2以上9以下 | 6以下 |
| 7.5Y〜7.5GY(7.5GYは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |
| 7.5GY〜7.5RP(7.5RPは含まない) | 2以上9以下 | 2以下 |
| 7.5RP〜7.5R(7.5Rは含まない) | 2以上9以下 | 4以下 |

備考　チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。

「主要な通り」とは、川越駅南大塚線、国道16号、市道1501号、1526号をいいます。